

福井市監査告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年10月19日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	下	畑	健	二
福井市監査委員	村	田	耕	一

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

市民生活部

市民課、市民サービス推進課（消費者センター）及び市民協働・ボランティア推進課

危機管理局

危機管理課

(2) 監査範囲

令和2年度及び3年度（令和3年4月1日から同年6月30日まで）の財務事務及び事務事業等の執行状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、本市を取り巻く社会状況や市民ニーズに合致しているか。

(2) 経済的かつ効率的な事業実施に向け、各事業の取組について検証

を行っているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和3年8月6日から同年10月11日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。

なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。

(指摘事項)

市民活動団体が取り組む公益的な事業に対し交付する「福井市非営利公益市民活動促進助成金」について、助成金の確定時における実績報告書及びその添付資料の確認が十分に行われなかったために、一部、助成対象事業の経費ではないものに公金が支出される結果となった。

今後は、助成対象経費を精査した上で、助成金の額を確定されたい。

【市民生活部市民協働・ボランティア推進課】